



労政ニュース

編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪役所 都市魅力産業スポーツ部
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

会社・お店の
＜福利厚生＞は
『ゆとりと共済』に
ゆとりと共済事務局
TEL 06-4309-2315

1 ～東大阪市内の中小企業事業主のみなさまへ～

＜東大阪市内中小企業省エネルギー設備導入支援補助金＞

省エネ設備の導入を補助します！

～設備導入でコストを削減し、経営力強化と賃上げの実現へ。～



補助率（原則）

¥ 1/2

上限額

¥ 500万円

申請 ※モノづくり企業以外も対象



先着順

✓ 対象者【以下の条件をすべて満たす事業者】

- ▶ 市内に事業所がある中小企業
- ▶ 常時雇用する従業員（雇用保険の被保険者）が1名以上
- ▶ 市税の滞納がない
- ▶ 賃上げ3.0%以上を宣言

✓ 対象経費と下限

- ▶ 設備本体にかかる経費
 - ▶ 設備設置にかかる経費（輸送費・工事費等）
 - ▶ 上記の経費が30万円以上（税抜）
- ※リース契約の場合は、令和9年3月31日までに支払われるリース料

対象設備 例

※記載の対象設備は一部です。詳しくは市ウェブサイトをご確認ください。



高効率空調



LED照明



冷凍冷蔵設備



高性能ボイラ



産業用モータ



変圧器



給湯器・ヒートポンプ



節水型トイレ



高効率コージェネレーション

申請期間

※予算がなくなり次第終了

2026年8月17日～2026年12月28日

✓ 申請前にご確認ください

- ▶ 交付決定前に購入・納品済みのものは対象外
- ▶ 他の補助金との重複不可 ▶ 令和9年1月31日までに納品・支払い完了

お問合せ 東大阪市 労働雇用政策室 Tel 06-4309-3178
Mail: rosei@city.higashiosaka.lg.jp FAX 06-4309-3846



詳細はこちら

1 賃上げと設備投資で最大600万円が助成されます！

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者が生産性向上の取り組みとして設備投資を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合に、その設備投資費用の一部(最大 600 万円)を国が助成する制度です。

▶ 【申請開始は9月1日スタート】

令和8年度の助成金は9月1日から申請受付がスタートします。また、申請期限は令和8年度の最低賃金の発行日の前日までのです。(参考:昨年度の大阪府最低賃金の発行日は令和7年 10 月 16 日です。)

▶ 【賃金引上げ期間】

令和 8 年 9 月 1 日から最低賃金の発行日の前日までの期間です。

▶ 【対象となる経費】

生産性向上に資する次のような設備投資等が助成の対象となります。

- ・POS レジシステム導入による在庫管理の短縮、リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ・国家資格者による顧客回転率向上を目的とした業務フローの見直し
- ・顧客管理情報のシステム化

※原材料費の高騰などの外部要因により、申請前 6 か月間平均における利益率が前年度と比べ 3%ポイント以上低下している事業場は、特例事業者として、PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入も対象となります。

▶ 【助成上限額】

上記の設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。引上げ額と引き上げる労働者数により助成の上限額が

引上げる 労働者数	引上げ額		
	50 円以上	70 円以上	90 円以上
1人	30 (40)	40 (50)	90 (100)
2～3人	40 (70)	50 (100)	150 (240)
4～5人	70	130	270
6～7人	90	180	360
8人以上	110	230	450
10人以上	130	300	600

単位:万円 ()内は事業規模 30 人未満

▶ 【活用のポイント】

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・交付決定を受けた後に設備投資を行う

▶ 【助成例】

◎事業場内の 8 人の労働者の賃金を 1,180 円から 1,250 円に引き上げ、設備投資費用が 500 万円の場合、 $500 \text{ 万円} \times \text{助成率 } 3/4 = 375 \text{ 万円}$ となりますが、この場合の上限額は「引上げ額 70 円以上・労働者数 8 人以上」の区分が適用され、助成額は上限の 230 万円となります。

お問合せ : TEL [0120-366-440](tel:0120-366-440)

【業務改善助成金コールセンター】



② ～賃上げを支援する助成金には他にもあります。

目的に合った助成金をご活用ください～

生産性向上(設備・人への投資等)

2次元コードを読み取るかタッチしてウェブサイトへ 

①働き方改革推進支援助成金

◎労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主が、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成されます。



②人材開発支援助成金

◎職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等が助成されます。



③人材確保等支援助成金

(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

◎人材確保のために雇用管理制度(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主が助成されます。



非正規労働者の処遇改善

④キャリアアップ助成金

(賃金規定等改定コース)

◎雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成されます。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。



より高い処遇への労働移動等

⑤早期再就職支援等助成金

(雇入れ支援コース)

◎事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成されます。



⑥産業雇用安定助成金

(スキルアップ支援コース)

◎在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた事業主(出向元)及び出向を受け入れた事業主(出向先)が助成されます。



お問合せ ① TEL [06-6941-4630](tel:06-6941-4630) 大阪労働局雇用環境・均等部企画課
②～⑥ [06-7669-8900](tel:06-7669-8900) 大阪労働局助成金センター

～誰もが利用しやすいお店・施設づくりを応援します！～

2024年4月からすべての民間事業者に
合理的配慮の提供が義務化されています

障害のある方に対する合理的配慮提供支援助成事業のお知らせ

- ✓ 「入口に段差があって入りにくい」
- ✓ 「筆談できる準備がない」
- ✓ 「会計時に高さを配慮できるテーブルがあれば」

そんな困りごとを解消し、誰もが利用しやすい環境づくりの
対象費用の2分の1（千円未満切り捨て）を助成します。

⚠ 購入・工事前の申請が必要です ⚠

▶ 店舗等における

合理的配慮とは？

◎障害のある方から「お店を利用しやすくするための配慮」を求められたとき、事業者の過度な負担のない範囲で必要な変更、調整、工夫を行うことです。

備品(物品)購入費

～合理的配慮が安易に提供できるための
長期間使用できることが想定された物品～

助成限度額
5万円

同時
申請
OK!

- ▶ 筆談ボード
- ▶ 音声拡張機
- ▶ 対話支援機器
- ▶ 滑り止めマット
- ▶ 会話ボード（絵カード）の作成
- ▶ 視覚障害者誘導用シート 等
- ▶ 点字メニュー
- ▶ 折りたたみ式スロープ
- ▶ 高さ可動式テーブル
- ▶ 杖ホルダー

工事施工費

～合理的配慮が安易に提供できる
ための設置および改修に伴う工事～

助成限度額
10万円

- ▶ スロープの設置
- ▶ 手すりの設置
- ▶ 車いす昇降機
- ▶ 多機能トイレ
- ▶ スライド式ドアの設置 等

※建築物の新築、増築、改築に伴う工事費については、対象外となるため、必ず事前にご相談ください。

整備の活用例



飲食店

- ▶ 折りたたみ式スロープの設置
- ▶ 筆談ボードや点字メニューの活用
- ▶ 滑り止めマットの設置
- ▶ 高さ可動式テーブルの設置 等



小売店・美容室

- ▶ レジ周辺のローカウンターの設置
- ▶ 折りたたみ式スロープの設置
- ▶ 音声拡張機の設置
- ▶ 手すりの設置 等

医療機関・薬局
(地域のクリニック等)

- ▶ 折りたたみ式スロープの設置
- ▶ レジ周辺のローカウンターの設置
- ▶ 音声拡張機の設置
- ▶ 多機能トイレの設置 等

～誰もが安心して利用できるお店づくりを応援します～

※申請にあたり、「ユニバーサルマナー検定」を
オンライン受講(無料:90分)していただきます。

- ◎「対象になるのかを知りたい、確認したい」
「こんな工事をする場合、
うちの店の場合はどうなるの？」など

まずはお気軽にご相談ください

【お問合せ】 東大阪市

福祉部障害者支援室障害施策推進課

TEL : 06-4309-3183 FAX : 06-4309-3815

「手続きの流れや事業
の詳細」、「申請方法・必
要な様式のダウンロード」、
「交付要綱の閲覧」
などホームページは

こちら



がんばってくれている従業員のために…退職金のこと ちょっと考えてみませんか？

～中退共制度は、中小企業で働く従業員のための外部積み立て型の**国の退職金制度**です。～

☑ 中退共制度をご利用になれば、**安心・有利・簡単**でしかも管理が簡単な退職金制度が手軽に作れます。

◆ **安心**の国の掛け金助成 ★ 掛金の一部を国が助成します。新規加入の事業主に対して、4か月目から1年間従業員ごとに掛金の50%(上限 5,000円)を国がサポートします。

◆ **簡単**な管理 ★ 社外積立型なので退職金管理が簡単！ ★ 納付状況や退職金試算額を事業主へお知らせします。

◆ **有利**！ 掛け金は**全額非課税** ★ 事務手数料、管理費等は一切不要です。

◆ パートタイマー等短時間労働者の方の加入も OK！

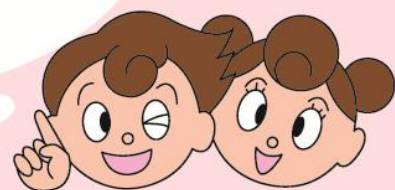
◆ 通算制度でまとまった退職金を

★ 転職した場合、前の企業での掛金納付実績を通算できます。

◆ 適格退職年金制度解約事業所の約半数が中退共に移行しています。



従業員の
勤労意欲の向上に！



国の退職金制度「中退共」がサポートします。

● 掛金を一部助成 ● 全額非課税 ● カンタン管理

——— 家族従業員の加入もOK! ———

事業主と生計を一にする同居の親族のみを
雇用する事業所の従業員も加入できます。

*他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索

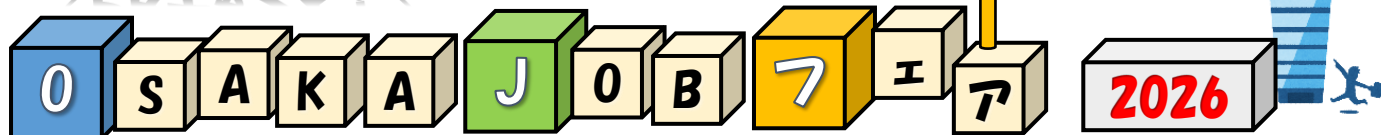


☆お 問 合 せ☆ 【電話受付時間 平日 午前 9:00～午後 5:00】

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 大阪相談コーナー

TEL [06-6536-1851](tel:06-6536-1851) FAX [06-6536-1850](tel:06-6536-1850)

PRチャンス!



貴社の魅力や求める人物像を多くの学生や若者に PR できる絶好の機会です
人材確保に取り組む企業のご参加をお待ちしております

東大阪商工会議所では、大阪府が開催する「OSAKA JOB カフェ 2026」に東大阪商工会議所ブースを設け、人材確保を支援します。本フェアには、就職活動中の学生や既卒3年以内の若者をはじめ、若年求職者や転職希望者など、多くの求職者が来場します。(昨年度、来場者 834 人)

日 時 2026 年 11 月 24 日(火) 10 時～16 時

会 場 梅田サウスホール (大阪市北区梅田1丁目13番1号)
梅田ツインタワーズ・サウス11F

対 象 ◆原則、東大阪市内の事業所又は東大阪商工会議所会員

◎原則、先着順・定員になり次第締め切り

申 込 ◎下記申込書にご記入の上

FAX または右記の2次元バーコードにてお申込みください

下の2次元コードから申込
もしくは誌面下部の参加申込書を事
務局へ送付してください。



定数:20 社

☑ 主な対象

- ・2027 年 3 月卒業予定の大学、大学院、短大、高等専門学校、専修学校等の学生
- ・既卒 3 年以内の若者
- ・若年求職者・転職希望者等

☑ 参加費 66,000 円 (税込)

※ 注意事項

※一旦お支払い頂いた参加料は原則お返しできません。

※なお、自然災害や施設の事故等、不可抗力により主催者が中止を決定した場合は、中止時点での執行費用を清算し、お預かりした参加料の全額または一部を開催費用としてご負担いただく場合があります。

★申込み・問合せ★ 東大阪商工会議所 振興部 FAX 06-6725-3611 TEL 06-6722-1151

OSAKA JOB フェア 2026 東大阪商工会議所ブース出展企業募集 参加申込書

※お申込み確認後、改めてご連絡致します。

お申込み日 2026 年 月 日

事業所名	ご担当者		
所 属	役 職		
所 在 地	(〒 -)		
T E L	F A X		
e-mail	※今後のやりとりはメールでご連絡致しますので必ずご記入ください。		

※ご記入頂いた情報は東大阪商工会議所からの連絡・情報提供のために利用することがあります。